府令

○内閣府令第二十八号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局	第一章　内部部局
第一節　大臣官房（第一条―第七条）	第一節　大臣官房（第一条―第七条）
第二節　政策統括官（第八条）	第二節　政策統括官（第八条）
第三節　独立公文書管理監（第九条）	第三節　独立公文書管理監（第九条）
第四節　賞勲局（第十条・第十一条）	第四節　賞勲局（第十条・第十一条）
第五節　男女共同参画局（第十二条―第十四条）	第五節　男女共同参画局（第十二条―第十四条）
第六節　沖縄振興局（第十五条・第十六条）	第六節　沖縄振興局（第十五条）
第二章　施設等機関	第二章　施設等機関
第一節　経済社会総合研究所（第十七条―第四十五条）	第一節　経済社会総合研究所（第十六条―第四十三条）
第二節　迎賓館（第四十六条―第五十六条）	第二節　迎賓館（第四十四条―第五十四条）
第三章　特別の機関（第五十七条―第六十三条）	第三章　特別の機関（第五十五条―第六十二条）
第四章　地方支分部局（第六十四条）	第四章　地方支分部局（第六十三条）
第五章　顧問及び参与（第六十五条・第六十六条）	第五章　顧問及び参与（第六十四条・第六十五条）
附則	附則
（経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官）	（経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
［2～8　略］	［2～8　同上］
9　経済動向特別分析官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き二十三人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、復旧復興調整官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人とする。	9　経済動向特別分析官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き二十二人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、復旧復興調整官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人とする。
［条を削る。］	**第十三条**　削除
第十三条　［略］	**第十四条**　［同上］